

有限会社 嘉村建設
一般事業主行動計画

社員の育児や介護といったそれぞれの人生段階での暮らしを尊重し、仕事との両立を図ることで誰もがより一層活躍できる職場環境を実現する。

1.計画期間

令和 6(2024)年 4 月 1 日～令和 9(2027)年 3 月 31 日

2.内容

(目標 1) 次世代法・女活法
年次有給休暇取得促進を図り、取得率 65%を達成する。

〈対策〉

- R6 年 4 月～ 全社員を対象に、取得の現況についてヒアリングの実施
- R6 年 7 月～ ヒアリングの内容を受け、必要に応じ就業規則の改定・周知
- R6 年 8 月～ 当社の現状に添った制度整備策の検討
- R6 年 10 月～ 制度の本格実施

(目標 2) 次世代法・女活法
年次有給休暇の取得促進を進めるとともに、「時間単位」で取得できる制度の整備を図る。
(毎年付与する年次有給休暇規定において、上限 5 日/年・6～8 時間/日を付与)

〈対策〉

- R6 年 4 月～ 全社員を対象に、取得の現況についてヒアリングの実施
- R6 年 7 月～ ヒアリングの内容を受け、必要に応じ就業規則の改定・周知
- R6 年 8 月～ 当社の現状に添った制度整備策の検討
- R6 年 10 月～ 時間単位取得希望社員へ向け、試験導入
- R7 年 4 月～ 試験導入結果の検証および必要に応じ再整備
- R7 年 6 月～ 制度の本格実施